

物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国において「0歳児から高校生年代までのこども達に対し、1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する」ことが決定されました。これを受け、本市は2月27日（金）から支給を開始します。

1 支給対象児童（約47,000人）

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童は10月分)の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

※支給対象児童の年齢：平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童

2 支給対象者（約28,000人）

支給対象児童を養育する父母等（児童手当受給者）

3 支給額

支給対象児童1人あたり2万円（1回限り）

4 支給方法等

本市から児童手当の支給を受けている人は原則申請が不要です。支給対象者に対して2月中旬以降順次、案内通知を発送します。受給の拒否や口座の変更等がなければ2月27日（金）から児童手当受給口座に振り込みを開始します。

なお、本市から児童手当の支給を受けていない公務員等については、申請が必要です。申請は2月2日（月）から郵送や窓口で受け付けます。手当の詳細については、市ホームページをご覧ください。



担当 こども支援課 子育て給付係
担当者 武田・阿久澤
電話 027-220-5701（内線：84-1243）